

(案)

定県第 号議案

かながわ男女共同参画推進プランの変更について

かながわ男女共同参画推進プランを別冊のとおり変更するものとする。

平成30年 2 月 9 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）（案）

平成 30 年 2 月

目 次

I	計画の基本的考え方	1
1	改定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の進行管理	1
II	計画の内容	2
1	基本目標	2
2	基本理念	2
3	重点目標と施策の基本方向	2
III	具体的な取組み	2
	重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画	2
	施策の基本方向 1 政策・方針決定過程における女性の参画	2
	施策の基本方向 2 あらゆる分野における女性の活躍促進	3
	施策の基本方向 3 家庭・地域活動への男性の参画	3
	重点目標 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	3
	施策の基本方向 1 職業生活における活躍支援	3
	施策の基本方向 2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造	3
	重点目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし	3
	施策の基本方向 1 あらゆる暴力の根絶	4
	施策の基本方向 2 困難を抱えた女性等に対する支援	4
	施策の基本方向 3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援	4
	重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	4
	施策の基本方向 1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革	4
	施策の基本方向 2 子ども・若者に向けた意識啓発	4
	施策の基本方向 3 育児・介護等の基盤整備	5
	重点目標 5 推進体制の整備・強化	5
	施策の基本方向 1 多様な主体との協働	5
	施策の基本方向 2 男女別統計の促進	5
	施策の基本方向 3 進行管理	5

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨

現在、我が国では、急速に少子・高齢化が進み、人口減少社会を迎えています。神奈川では全国で一、二を争うスピードで高齢化が進んでおり、また、あわせて少子化が進展していることから、総人口は2018年をピークに、その後減少することが見込まれています。

日本経済が持続的に発展し、社会の活力を維持するためには、一人ひとりが、性別にかかわらず、その個性と多様な能力を十分に発揮できる社会の構築が不可欠であり、中でも女性の活躍推進は、政府の最重要課題の一つとして位置付けられています。

2015年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取り組みが求められています。

しかし現実には、未だに女性の約2人に1人が第1子の出産を機に離職しており、中でも本県は、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、2015年の国勢調査の結果では、年齢階級別の女性の労働力率を表すM字カーブの底の値、深さとも全国最下位となっています。労働時間と通勤時間の長さは、夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短い要因ともなっており、男女ともにワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いています。

政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げていますが、このM字カーブに象徴される女性の就業継続の難しさは、そのキャリア形成を阻み、本県でも、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は、未だ十分とはいえない状況にあります。

また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は依然として多く、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性も増加しているほか、近年では若年層の女性を対象とした、いわゆる「JKビジネス」など、新たな課題も浮上してきています。

県は、2003年5月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、その後、2008年3月、2013年3月の2度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりましたが、男女共同参画社会を実現するためには、依然として多くの課題が残されています。

こうした背景を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取り組みを行うため、プランを改定します。

2 計画の性格

プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。

このプランは、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。また、2015年に制定された女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

3 計画の期間

2018年度から2022年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

このプランでは、数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。

II 計画の内容

1 基本目標

「ともに生きる社会、ともに参画する社会へ」

家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる・・・そんな社会をめざします。

2 基本理念

県は、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行していきます。

(1) 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

(2) あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

(4) 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

3 重点目標と施策の基本方向

長時間労働などにより、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題を踏まえるとともに、女性活躍推進法、国の「第4次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標5 推進体制の整備・強化

III 具体的な取組み

1 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促進するとともに、家庭・地域活動への男性の参画をめざします。

[施策の基本方向1] 政策・方針決定過程における女性の参画

世界経済フォーラムが2017年に発表したジェンダー・ギャップ指数（各国における男女格差を測る指標）では、日本は144か国中114位と、過去最低の水準となりましたが、特に「政治家、企業幹部に女性が少ないこと」が順位の低い大きな要因となっています。

政治や経済における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、管理職をめざす女性の人材育成や、審議会等における女性の登用を推進します。

[施策の基本方向2] あらゆる分野における女性の活躍促進

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、近年、大きく期待されています。

女性従事者が多くいるにもかかわらず経営等への参画が進んでいない農業分野や、大規模災害の教訓から、女性の参画が強く期待されている防災分野、国際競争力強化のために、多様な視点や発想が求められる科学技術分野など、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、女性の活躍を推進する社会的機運を醸成します。

[施策の基本方向3] 家庭・地域活動への男性の参画

県の意識調査では、家事、育児、親の介護のいずれについても、依然としてその多くを女性が担っているという結果が出ています。この背景としては、長時間労働などで男性が家庭生活にかかわることが難しくなっているほか、男性の家庭責任に対する職場の無理解、男女ともに深く根ざした「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識があります。

男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

2 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざします。

[施策の基本方向1] 職業生活における活躍支援

近年、出産後に育児休業を取得して就業継続する女性は徐々に増加していますが、未だに女性の約2人に1人は、第1子の出産を機に離職しています。様々なライフステージに応じた女性の就業を支援するため、仕事と育児の両立支援やキャリアカウンセリング、職業訓練等を実施するほか、働きたい女性が「仕事か子育てか」といった二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、育児・介護の基盤整備や、女性が働きやすい就業環境の整備を図ります。

[施策の基本方向2] 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

長時間労働は、仕事と家庭生活との両立を困難にするとともに、女性の就業継続や、男性の家庭への参画を阻む原因ともなっています。女性が生き生きと活躍でき、また、男性にとっても働きやすく、くらしやすい、男女共同参画社会の実現に向け、長時間労働を前提とした現在の働き方を見直し、企業の意識改革を進めるとともに、個々の事情やライフステージに対応した柔軟な働き方を選択できるよう、テレワークをはじめとした新たなワークスタイルの創造をめざします。

3 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

あらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭や高齢単身女性など、様々な困難を抱える女性等への支援や、生涯を通じた健康支援に取り組むことにより、誰もが健やかで生き生きとくらすことができる社会をめざします。

[施策の基本方向1] あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。これらの暴力を未然に防ぐとともに、各種相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

また、思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、適切できめ細かい支援を提供します。

[施策の基本方向2] 困難を抱えた女性等に対する支援

女性は育児や介護などによる就業の中断や就業調整の結果により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向があり、世帯類型別では、高齢単身世帯や母子世帯の貧困率が高くなっています。これらの女性をはじめ、障がいを持った女性や、言葉の障壁により生活上の困難を強いられている外国人女性など、様々な困難を抱えた女性たちの自立に向けた力を高めるために、相談事業、就労促進など、各種支援を実施します。

性的マイノリティ（LGBT等）といわれる同性愛や性同一性障がいの方々、周囲の人の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性のあり方について、理解を深め、互いに認め合える社会をめざします。

[施策の基本方向3] 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

男女には生涯を通じて異なる健康上の問題が生じるため、性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解の促進を図るとともに、早い段階からの未病の改善や、積極的なスポーツの推進を通じて、県民の心身の健康を支援します。

また、平均寿命・健康寿命が伸びる中、自分自身の人生設計を描き、県民一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生100歳時代」に向けた取組みを進めます。

4 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

男女共同参画社会の実現のため、幅広い年齢層に対し、根強い固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を行うほか、男女ともに、多様な選択が可能となるよう、育児・介護などの社会的な基盤整備に取り組みます。

[施策の基本方向1] 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

固定的性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻む根強い課題です。この意識は、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても「男は強くあらねばならない」などのプレッシャーとなり、男性を困難な状況に追い込んでいる側面があります。

この意識の解消を図ることで、男女ともに、多様性に富んだ自分らしい生き方ができる、男女共同参画社会の実現をめざします。

[施策の基本方向2] 子ども・若者に向けた意識啓発

共働き世帯が増加する一方で、依然として根強い固定的性別役割分担意識により、若年女性の中でも「子どもが3歳ぐらいまでは、母親は育児に専念するほうがよい」という意識が強くなっています。

早い時期から男女共同参画への意識を育み、固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性と適

性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、スクール・セクハラ根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進します。

[施策の基本方向3] 育児・介護等の基盤整備

近年、M字カーブについては改善傾向にありますが、第1子の出産を機に離職する女性は依然として多く、また、介護・看護を理由とする離職者数が増加傾向にあるなど、育児・介護等の基盤整備は、男女共同参画社会の実現に向けた最重要課題の一つです。県の意識調査においても、「保育・介護の施設やサービスの充実」は、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」のトップとなっています。

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、子育てや介護等に関する福祉サービスを充実し、男女共に子育て等の負担の軽減を図ります。

5 重点目標5 推進体制の整備・強化

市町村や民間企業など、多様な主体と協働するほか、男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、目標の達成に向けた効果的な計画の進行管理を行います。

[施策の基本方向1] 多様な主体との協働

プランの取組みをより実効性のあるものとし、男女共同参画社会に向けた働きかけを地域的な広がり、さらには社会的なうねりとしていくためには、市町村、NPO、民間企業等との連携・協働は欠かせません。多様な主体と緊密に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

[施策の基本方向2] 男女別統計の促進

経済状況をはじめ、家族形態やライフスタイルなど、男女共同参画社会をとりまく状況は、時代に応じて変化しています。計画の推進に当たっては、これらの状況を常に正確にとらえ、課題分析を行い、施策に反映させていく必要があります。

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施に当たっては可能な限り男女別統計でデータを把握するよう、県庁内や国等に働きかけます。

[施策の基本方向3] 進行管理

計画の進行管理は、人権男女共同参画施策推進会議が行うこととし、各主要施策の推進を図ります。また、毎年度、男女共同参画推進プランの進捗状況を取りまとめ、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を公表します。さらに、市町村の男女共同参画計画策定状況等について、いわゆる「見える化」による公表により、市町村の施策の取組みを促進します。